

## 資料5

# SPV スキーム持分に係るモデル契約作成の 取組みについて

令和8年6月25日  
第二種金融商品取引業協会

(2025年9月5日付けスタートアップ懇談会報告書・抜粋)

SPVスキームは投資者個人がスタートアップ企業等への直接の投資者にならず、かつ、株式のような譲渡制限を受けない形で複数の投資者によるシンジケート・共同出資を可能とするスキームである。

(中略)

また、SPV スキーム、投資信託やエンジェル投資家による投資の拡大策として以下のような検討が進められることが期待される。

—— SPV スキーム持分のセカンダリー取引環境整備のためのモデル契約の整備等の検討

- SPV スキーム持分に係るモデル契約として、①匿名組合契約書(プライマリー取引)、②持分譲渡契約書(セカンダリー取引)、③秘密保持契約書(セカンダリー取引)、④解説を作成し、本協会HPにおいて公開する予定。
- モデル契約の検討のため、協会員・有識者で構成する会議体(SPVスキーム持分に係るモデル契約有識者検討会)を設置。  
会議体における議論を踏まえて、現在、モデル契約の作成作業を進めている。

## 2. 取組み状況

### SPVスキーム持分に係るモデル契約有識者検討会の準備

- ・検討会メンバーである本柳祐介弁護士(西村あさひ法律事務所・外国法共同事業)にモデル契約の作成(ライティング)に係る協力依頼
- ・検討会委員への聞き取り

### 令和8年3月3日:第1回検討会の開催

- ・モデル契約作成に先立つ、論点整理(想定ストラクチャー、前提条件等)

### 令和8年4月13日:第2回検討会の開催

- ・モデル契約の草案に対する検討

現在:第2回検討会の議論を踏まえた修正作業

令和8年6月下旬~7月目途:協会HPにて公開予定

# (参考)SPVスキーム持分に係るモデル契約有識者検討会 委員一覧

氏名	(法人・事務所名 役職)
鵜飼 剛充	( 株式会社FUNDINNO C L O )
太田 英男	( PwC Japan 有限責任監査法人 パートナー )
杉崎 豪紀	( イークラウド株式会社 取締役 )
砂川 大	( 一般社団法人スタートアップ協会 代表理事 )
高尾 知達	( ファンズ株式会社 取締役C L O )
野間 敬和	( TMI総合法律事務所 弁護士 )
メンザス・スピリドン	( HiJoJo Partners株式会社 代表取締役共同社長執行役員 )
本柳 祐介	( 西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 弁護士 )

(敬称略、五十音順)

## 「SPV スキーム持分に係るモデル契約有識者検討会」設置要綱

令和 8 年 3 月 3 日

第二種金融商品取引業協会

## 1. 趣旨

金融庁・日本証券業協会共催の「スタートアップ企業等への成長資金供給等に関する懇談会」報告書（2025 年 9 月報告）において、SPV スキーム（複数の投資者による特定少数のスタートアップ企業等へのシンジケート投資を、投資者が直接的な株主にはならない形で実現するために、LLC（Limited Liability Company: 合同会社）等の SPV を利用した投資スキームをいう。）によるスタートアップ企業等への投資の拡大に向け、SPV スキーム持分のセカンダリー取引環境整備のためのモデル契約の整備の提言が行われた。

SPV スキーム持分は、本協会の自主規制の対象となる第二種金融商品取引業の対象商品であることから、同持分のモデル契約の作成に向け、「SPV スキーム持分に係るモデル契約有識者検討会」（以下「本検討会」という。）を設置する。

## 2. 検討事項

SPV スキーム持分のセカンダリー取引環境整備のための契約書の参考例等

## 3. 運営

- (1) 委員は、8 名（会員企業 3 名（社）、有識者 5 名（社）（スタートアップ関連企業 1 名（社）、同関連団体 1 名（社）、弁護士 2 名（社）、監査法人 1 名（社））とする。
- (2) 本検討会は、非公開とし、資料・議事要旨は後日、本協会 HP にて公開する。ただし、委員から提出のあった資料については、当該委員との協議の上でその公開又は非公開を決定する。
- (3) 委員は、本検討会を欠席する場合、必要に応じて、事前に意見書を提出することができる。

(4) 必要に応じて、関係者に出席を求めることができる。

#### 4. 事務の所管

本検討会の事務局は、本協会・自主規制業務部が担当する。

以 上